地域協働雪対策事業 << 地域で取り組む自主的な 雪対策活動を支援します >>

■地域が抱える雪の課題に取り組む団体のみなさまへ

大仙市では、地域が抱える雪の課題に、地域住民同士の助け合い「共助」で 取り組む団体の活動経費等をサポートする事業を実施しています。

■募集する団体

- 1 自治会
- ② 自主防災組織

- ◎ 実施区域の世帯が概ね5戸以上
- ◎ 実施区域が属する全ての自治会の同意を得ていること
- ◎ 実施区域に住所を有する方が構成員の半数以上 ③ 次の要件を満たす任意組織 」

■補助対象となる作業項目と補助額 ※実施する項目の合計額が補助限度額

作業項目	作業内容	補助額
住宅間口通路除雪 & 住宅屋根の雪下ろし	〇 「高齢者等世帯」や「地域で支援が必要と判断した世帯」の 住宅間口通路の除雪や住宅屋根の雪下ろし	対象世帯1戸当たり (間口) 8,000 円 対象世帯1戸当たり (屋根) 21,000 円
2.4多样主	○ 常時無人となる家屋が対象(一時的に冬期間無人も可) ※ 所有者との作業同意書の作成が必要	空き家1戸当たり <u>10,000</u> 円
道路除雪	〇《共通要件》主に地域住民が利用する生活道路であること 『特定市道』 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路延長1m当たり 『 特定市道 』 640 円 『 特定その他道路 』 320 円
地域の一斉除排雪	(※住宅屋根の雪下ろしまたは道路除雪の実施が必須) 〇 地域の雪捨て場の排雪など、地域全体のための除排雪作業	一律

スタートアップ

〇必要な物品等の準備経費(初年度のみ) ■補助額 一律 40,000 円

保険加入

〇「担い手分」(加入必須)

「除雪機等分」(除雪機を使用の場合は、加入必須)

■補助額 担い手(1団体当たり) 5,000 円

除雪機等(1台当たり)10,000 円(※最高2台まで)

加入保険の基準は市へお問い合わせください。

注意事項等

- ◎ 本事業に初めて申請する場合は、実施条件等ありますので、申請前に必ず各地域の担 当までご相談ください。
- ◎ 事業内容に関する窓口相談や、空き家除雪・道路除雪にかかる事前相談などは随時 受付しています。
- ◎ 必要な機械や道具は実施団体で用意してください。

令和7年度

高齢者等雪対策総合支援事業 雪対策事業 働



▶お問い合わせ先・申請先 ◆

高齢者等雪対策総合支援事業

健康福祉部 高齢者包括支援センター

☎0187-63-1111(内線167)

地域協働雪対策事業

企画部 地域活動応援課

☎0187-63-1111(内線212)

○ 各地域の申請は市民サービス課へ

市民サービス課 20187-72-2111 神岡支所 西仙北支所 市民サービス課 20187-75-1111 中仙支所 市民サービス課 20187-56-2111 市民サービス課 2018-892-2111 協和支所 南外支所

市民サービス課 20187-74-2111 市民サービス課 20187-63-3003

太田支所

仙北支所

市民サービス課 20187-88-1111



高齢者等雪対策総合支援事業 〈〈対象世帯に除雪費用の一部を助成します〉〉

■対象世帯

- ●次の方のみで構成される世帯です。
- ・70歳以上の高齢者
- ・障がい者
- ·介護認定者
- ・児童扶養手当受給者(義務教育修了前の子ども等で構成される世帯)

【条件】

- 市内に住所を有し、現に居住している方。
- 居住している方のみで除雪をすることが困難で、なおかつ、二親等以内の 親族から除雪の援助を得ることができない方。(経済的な援助を含む。)
- ※ 生活保護世帯は生活支援課にご相談ください。
- ※ 69歳以下の方と一緒に暮らしている場合は該当になりません。 但し、その方が冬期間除雪ができない場合は助成対象世帯になります。申請書の他に 必要な提出書類がありますので、市へお問い合わせください。

助成方法について(金券方式)

◎ 利用券1枚につき1,000円分利用できます。

利用券の配布枚数は市民税の課税状況に応じています。(下表のとおり) 助成額は前年度と同額で、市への利用者負担金はありません。

○ 利用券は、右の ①~③ いずれの除雪費用に対しても使うことができます。

利用する際は事業者に利用券をお渡し下さい。なお、利用券は利用決定後に市から届きます。

利用券の配布枚数				
非課税世帯	均等割のみ課税世帯	所得割課税世帯		
52枚	30枚	7枚		
※52,000円相当分	※30,000円相当分	※7,000円相当分		

● 1世帯あたりの利用券の交付枚数は除雪内容に関わらず、1シーズンで52枚、30枚または7枚のいずれ かとなります。

申請期限:

○間口除雪 および 雪下ろし事業者の割り当ての申込み期限

9月16日(火曜日)厳守

◎「間口除雪」および「雪下ろし事業者の割り当て」は、降雪期前の現地確認等を 実施する必要があるため、申請期限内にお申込みください。

○利用券交付のみ/随時

○ 除雪事業者への作業依頼はご自身で行ってください。

期限厳守でお願い します



除雪支援メニュー

大仙市と協定を締結している事業者が行う除雪にかかる費用が対象です。

① 利用券の交付(単発の除雪依頼)



雪下ろしの依頼

市の広報12月号に掲載の雪下ろし登録事業者へ依頼 して下さい。※シルバー人材センターは雪下ろしを行いません。



住宅周りの除雪依頼

大仙市シルバー人材センター の場合 **(25 0187-62-4343)**

② 間口除雪(シーズン契約)



道路除雪車が出動した日の**午前中に1回**、間口の雪塊を除雪します。 ※除雪車が出動しない日は対象外。



作業料金の目安

●冬期間(1シーズン)とおして(定額)で実施します。作業料金は前払いです。

●作業料金の目安

除雪範囲	作業料金
間口のみ	33,000円

除雪範囲	作業料金
10㎡まで	46,000円

除雪範囲	作業料金
20㎡まで	61,000円

●少雪時の返金はございませんのでご留意ください。

③雪下ろし事業者の割り当て



※優先的に雪下ろし作業をすることではありません。

- (注1) 降雪期前に、事業者が屋根の形状等を確認するためにご自宅に伺います。
- (注2) 作業に伴い発生したトラブルや損害に対して、市は一切関与せず、責任を負いません。
- (注3) 降雪状況等により、雪下ろし作業を実施まで時間がかかることがあります。
- ※雪下ろし事業者の割り当てが不要な方は①利用券交付のみの申請です。